

諮問番号：平成30年（情）諮問第1号

事件名：平成28年9月1日から開示請求書の受理日までの間に、会計検査院法第28条に基づき、官庁、公共団体その他の者に対して資料の提出等を依頼した年月日、内容、依頼先、依頼先からの提出物等の内容、それらの受領年月日が分かるものの一部開示決定に関する件

諮問日：平成30年 6月 8日

答申番号：答申（情）第67号

答申日：令和元年11月14日

答申書

第1 審査会の結論

「平成28年9月1日以降、本行政文書開示請求書が受理されるまでの間、会計検査院法第28条に基づき、御院が官庁、公共団体その他の者に対して資料の提出や鑑定等を依頼した年月日、内容、依頼先、依頼先からの提出物又は資料等の内容、御院がそれらを受領した年月日がわかるもの」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に係る対象文書として特定された下記の①から③までの文書（以下「本件対象文書」という。）につき、それぞれその一部を不開示とした決定については、不開示としている部分のうち、①の文書について、別表の2欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を開示としたことは妥当である。

- ①「御確認及び資料提出の御協力依頼について」（平成29年8月3日付け293普第110号）（以下「文書1」という。）
- ②「確認及び資料提出の協力について」（以下「文書2」という。）
- ③「資料提出等の依頼について」（以下「文書3」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁である会計検査院事務総長が平成30年3月9日付け300普第69号により行った一部開示決定について、不開示とした部分の決定の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載に

よると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

会計検査院は、主任官を除く検査担当者の姓を開示すれば「現在又は将来の検査過程において検査担当者一般に対する外部の圧力、干渉等を招来し、検査活動を萎縮させるなどして、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれがある。」と主張する。しかし、

ア 「現在又は将来」とあるが、「現在」と言うのであれば開示決定のタイミング（30年3月9日）で検査が継続中だったことになるが、そうした事情は審査請求人に示されていない。また「将来」が未来のいつの時点を指すのかも明示されていない。つまり、本来であれば開示されるべき情報を非開示にされてしまった審査請求人としては「いつになれば開示してもらえるのか」という肝心な情報がかけているのである。「現在又は将来」という表現はあまりに曖昧かつ漠然とし過ぎている。情報公開法の曲解を防ぐためにも、非開示にする以上、その理由は具体的に示す必要があると思われる。

イ 「検査担当者一般」という表現が何を表現しているのかが明確ではない。開示決定通知書に現れるのは「主任官」であり、概念として「主任官ではない者」も現れる。「一般」という文言に鑑みれば、「あらゆる検査担当者」という意味なのかもしれないが、姓を非開示とする「主任官ではない者」がどうして「あらゆる検査担当者」と位置づけられるのかが分からない。

ウ 前記の通り「検査担当者一般」が示す検査担当者の範囲が判然としない中、「主任官」の姓は開示し、「主任官ではない者」の姓は開示しないことが“外部の圧力、干渉等を招来させず、検査活動を萎縮させない”ことにつながるという理由がよく分からない。「主任官」の姓については開示しても外部の圧力、干渉等を招来させず、「主任官ではない者」の姓を開示すれば外部の圧力、干渉等を招来するということになってしまう。

また、「外部の圧力、干渉等」というのも分からない。検査中であるかどうかを問わず、当然ながら受検庁は検査担当者の氏名を知っているわけだから、ここで言う「外部」とは、まずは行政文書の開示を受ける審査請求人を指していると解するのが自然であろう。すると、仮に非開示とするのであれば、会計検査院は審査請求人が「圧力、干渉等」を実行に移すと推測できる具体的な事情を示す必要がある。

圧力、干渉等を受けたことを理由として萎縮するというのは検査担

当者として職務に専念する義務に違反していることになる（無論、圧力や干渉等のリスクが具体的に思い浮かばないことを前提としている）。また、その者は検査担当者としては不適格である可能性がある。圧力、干渉等が脅迫等の犯罪行為と評価すべき内容であれば捜査機関に対応を委ねれば、圧力、干渉等を排除できよう。圧力、干渉等を理由として、本来であれば開示すべき行政文書を非開示にするという判断は、審査請求人にいわれのない不利益を与えるものである。

エ 具体的な検査内容に関する情報の不開示理由についての会計検査院の主張における「外部の圧力、干渉等を招来して、本院内部における率直な意見の交換若しくは公正かつ慎重な審理・判断の確保を阻害するおそれ又は意思決定の中立性を不当に損ねるおそれがあるほか、本院と受検庁との間の率直な意見交換等を阻害するおそれがあり、厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすなどのおそれがある」のは、「検査過程における情報が開示された場合」であり、そもそも本件で開示対象となった行政文書に係る検査が開示段階で終了していなかったことが前提になっている。しかし、それを示す具体的な情報は審査請求人に示されていない。つまり、内容の相当性は別として、検査が終わっていれば成り立たない理由となる。開示決定のタイミングで検査過程であったことを審査請求人に示すべきである。

オ 開示することが、なぜ「当該検査の過程における精度不十分で未成熟な情報が本院の公式見解であると国民一般に受け止められ、不当に国民の間に混乱をもたらすおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがある」ことにつながるのかも分からない。ある審査請求人に対し、ある行政文書を開示した場合、どうしてそれが飛躍して国民一般にまで広まり、混乱をもたらしたり、特定の者に不利益を及ぼしたりすることになるのか。「審査請求人」と「国民一般」の間に誰かが、あるいは何らかの事情が介在して国民一般に広まる事態は、審査請求人とは無関係である。つまり、審査請求人とは何ら関係がない事情を示して開示すべき情報を非開示としたのであり、情報公開法の趣旨に反し、失当である。

そもそも、仮に審査請求人が情報の開示を受け、飛躍的に国民一般にまで当該情報を広める手段を持っていたとしても、それを理由に会計検査院が情報を非開示とすれば、当該情報について、審査請求人が知っているだけなら問題ないが、国民一般に広がれば問題になるということになる。「あんただけなら教えてあげるが、広く国民に知られ

るとマズいから教えない」と言っているのと同じである。開示請求に対する対応としては適正とは到底評価し得ない。

カ 同様に、会計検査院は「本院の検査上の関心、具体的な検査事項、検査内容等を他の受検庁に告知する結果となり、現在又は将来の検査過程における厳正かつ効果的な検査の実施に支障を及ぼすおそれ」があると言うが、ある審査請求人にある行政文書を開示し、その結果、同院の関心等を、なぜ他の受検庁に告知することになるのかが全く分からない。審査請求人が”他の受検庁”の回し者とでもいうのだろうか。

審査請求人としては全く理解できないが、仮に審査請求人に対して行政文書を開示し、その結果、会計検査院の関心等を、他の受検庁に告知することになったとし、同院にとって何らかの不利益があったとしても、それは情報を非開示とすることを相当とすべき事情に当たるとは思えない。

結論

要は審査請求人において「これは非開示にされてもやむを得ないなあ」と納得できる理由が示されていないのである。

会計検査院の非開示理由の説明は、ただ長いだけで意味が分からない部分が大部分を占め、非開示の場合に必要な十分な理由を提示するというスタンダードにも反していて納得からほど遠い。情報公開法を曲解し、本来なら開示すべき情報を故意又は過失により非開示にしたものであり、適正に開示することを求め、審査を請求するものである。

(2) 意見書

ア 会計検査院の「一般に本院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために本院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである」等の主張について

そもそも会計検査院の検査活動がその性質上、一定の密行性ないし秘密性を有するという事は公知の事実とはいいがたい。さらに、会計検査院は、一定の密行性ないし秘密性を自覚してもいない。なぜなら、日常的に会計検査院の担当課は受検庁の担当者に対して、検査を実施したい旨を事前に伝え、日程を調整し、必要な資料を提供しても

らえるよう、メール等で依頼している。つまり会計検査院は“検査上の秘密”と自ら呼んでいる情報等を日常的に受検庁に暴露し続けている。

そもそも会計検査院は憲法機関であることを強調するが、その割には捜査機関のような強制調査権を与えられていない。公の秩序を破壊する者を取り締まる捜査機関だからこそ、やむを得ず「密行性」「秘密性」を冠するのであって、広く国民の理解を得ながら施策を実施すべき公官庁には当てはまらない。まして会計検査院の業務は会計経理の検査にとどまる。受検庁は自らが会計検査院の受検庁であることを十分認識しているし、そこに同院が検査の着眼点や検査内容、検査手法を伝えてくるのである。捜査機関なら到底あり得ないプロセスである。「密行性」「秘密性」が会計検査院の検査には該当しない。

つまり、「検査上の秘密に属する情報」は存在しないか、事実上存在しない。一体、誰に対する秘密なのか。受検庁は検査の着眼点や検査内容、検査手法等は全て知っている。普段から検査を受けているし、その結果として指摘も受けているからである（それなのに着眼点や検査内容、検査手法等が分からないということもあり得ない）。検査の着眼点や検査内容、検査手法等に係る情報は、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために必要かもしれないが、会計検査院の内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものではない。繰り返すが、既に受検庁はとっくに認識している。検査結果は読めば明らかであるから、国民にも自明である。もはや「秘密」「秘密」と言っているのは会計検査院だけだ。

意見書で会計検査院は「検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、本院の实地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（略）、本院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとともに、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれがある。」というが、これまた本気で言っているのか、はなはだ疑問である。受検庁が受検庁たる資格は法律で決まっている。いつか会計検査院が検査に来る、ということは受検庁ならいずれの組織でも知っている。そして会計検査院は抜き打ち検査をしない。いきなり出向いても資料をもらえないからである。

結局、会計検査院は受検庁が素直に出したり、渋々出したりした資料を使って検査結果をまとめるしかない。主張と実態が乖離していて納得性がないのである。要は、開示請求に対し開示したくないだけではないのか。

イ 「公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ」等の主張について

会計検査院は、検査資料に記載された検査過程又は審理・判断過程における検査の結果等に関する未成熟な情報について、それを公にすれば「現在又は将来の検査過程又は審理・判断過程における自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、本院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（略）があり、もって、本院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（略）がある。」と主張する。会計検査院の検査結果が公表され、受検庁に社会的非難が集まることはあり得ようが、だからと言って、検査過程又は審理・判断過程で外部の不当な圧力、干渉等が起こるとは直ちには言えず、突飛な論理展開とも思える。検査結果が公になって社会的非難を集まりそうな受検庁は、その根拠となる検査資料を会計検査院に提出しているわけだし、とっくに観念していると考えるのが自然である。そこで受検庁が会計検査院に対し、圧力を加えたり、干渉したりする可能性が現実的にあり得るとは思えない。

そもそも会計検査院に不当な圧力を加えたり、干渉したりするという「外部」が誰を指すのかを同院は明らかにしておらず、議論の前提が不明のため、意見の表明には限度があるものの、少なくとも検査結果がまとまったり、公表されたりした後は、検査資料に記載された検査過程又は審理・判断過程における検査の結果等に関する未成熟な情報が存在したとしても、検査結果と照合することで区別できるわけだから、非開示にする合理性がない。さらに、その結果、会計検査院の意志決定の中立性が揺らぐこともない。何者かは不明ながら、会計検査院に圧力・干渉を加える者が現に存在するという証拠もなく、それによって同院の意志決定の中立性が損なわれるというリスクも顕在化していない。そうした状況下で開示すべき情報を非開示とすることは情報公開法の趣旨に反する。

ウ 「厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれ及び職員個人として権利利益を害するおそれ」等の主張について

審査請求人は会計検査院に対し、検査担当者の中で氏名が公表される者と公表されない者がいることの説明を求めてきたが、明らかにならなかった。圧力や干渉を招来するのは、例えば管理職、非管理職の違いがあるとは思えない。もちろん、当職が例えば管理職、非管理職の別なく全て非開示にすべきだと主張しているわけではない。刊行物などで氏名が明らかになっている職員もいる。氏名を公表する者と公表しない者の区別があるのに、その理由が「圧力や干渉を招来するから」では納得性が低いという主張をしているのである。合理的な説明ができない以上は、非開示は違法であり、情報公開法の趣旨に照らして開示すべきである。

なお、会計検査院は、検査担当者の氏名等を公とすると、職務の遂行を離れた検査担当者の個人としてのプライバシーの領域（私事に属する領域）を害するおそれがあるというが、審査請求人にとって不知の事情である。

エ 「本件不開示情報の不開示情報該当性に関する諮問庁（審査庁）の所見」について

情報公開法では、行政文書の公開を原則とし、条件を定めて非開示とすることを限定している。法の趣旨に鑑み、非開示とすることは慎重であるべきである。納得性が低い事情を強引に非開示理由にすることは許されない。非開示だから駄目、と言っているわけではない。審査請求人は納得できる具体的な理由が聞きたいだけである。

会計検査院は、受検庁に対し、検査日程を調整し、具体的に提出を受けたい書類の提出を求め、検査結果をまとめる過程で受検庁の意見を聞き届け、結果がまとまればせつせと事前に開陳している。それでも「密行性」「秘密性」「未成熟な情報」などと言って情報公開を拒んでいる。本来、会計検査院の考え方が広く知れ渡ってこそ適正な会計経理が実現する可能性もあるのに「内部に蓄積、秘匿すべき情報」などという。蓄積して秘匿して、会計検査院が国民の信頼を得ることにどう寄与するというのか。

審査請求人は、かねて会計検査院が「未成熟」という言葉を多用することが気になって仕方がなかった。国会に提出したり、ホームページ等で公表した情報、あるいはそれらを基にした文書以外は「未成熟」と表現しているように思われる。では、検査官会議を経た会計検査院の見解は成熟した情報と言えるのだろうか。それは国民には分からない。開示請求しても会計検査院がせつせと非開示にするからである。未成熟な情報（又は文書）と、会計検査院が成熟したと主張する公表

文書を比較して初めて、同院が言う「成熟」のレベルや内容が分かる。
また、それができなければ、会計検査院は自らの見解の正当性、適切性を証明できなくなっている。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁から提出された諮問書及び意見書によると、開示決定等の経緯等は、以下のとおりである。

1 開示決定等の経緯

(1) 本件原処分

本件開示請求は、29年11月16日付けで情報公開法第3条の規定に基づき行われたものであり、これに対し、処分庁は、開示決定等の期限の特例を適用し、開示決定等を行う期限として、情報公開法第11条に規定する「相当の部分」については30年1月16日、残りの部分については30年3月30日として、審査請求人に通知した。

その後、処分庁は、本件開示請求の対象文書として、検査資料である14件の文書を特定し、30年1月12日に10件の文書について情報公開法第11条の規定に基づく相当の部分として一部開示決定を行い、相当の部分以外の部分として、30年2月9日に1件の文書について不開示決定を行い、30年3月9日に3件の文書について一部開示決定を行った。

(2) 一部開示決定

本件審査請求の対象は、上記の処分のうち、30年3月9日に行われた文書1から文書3までの3件の文書についての一部開示決定である。本件対象文書は、会計検査院が会計検査の目的達成のために、各種の検査資料を作成又は収集している検査過程において、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第28条の規定に基づき検査の対象とはなっていない法人その他の者（以下「検査対象外の法人等」という。）に対して資料提出等の依頼をした文書及び検査対象外の法人等から当該依頼文書に対して提出を受けた回答文書である。

文書1から文書3までに記録された「具体的な検査内容に関する情報」（以下「本件不開示情報1」という。）については、後記3(1)及び3(2)アと同様の理由により不開示とした。

また、文書3に記録された情報のうち、「検査担当者（主任官を除く。）の姓」（以下「本件不開示情報2」という。）については後記3(2)イ及びウと同様の理由により、「担当課の直通電話番号及びメールアドレスに関する情報」（以下「本件不開示情報3」という。）については、後

記3(2)エと同様の理由により、それぞれ不開示とした。

(3) 審査請求の提起

審査請求人は、30年3月9日付けで行った一部開示決定を不服とし、30年5月12日付けで、本件審査請求を提起した。

(4) 追加開示決定

処分庁は、本件審査請求を受けたことに伴い、本件開示請求の対象文書の内容の検証を行っていたところ、その過程で、開示決定等の対象とした14件の行政文書のうち、文書1及び文書2に関連する2件の文書が特定対象文書から漏れていたことが判明したとして、30年3月9日までに行った3件の開示決定等に追加して、これらの2件の文書を本件開示請求に係る行政文書として特定し、30年10月9日付けで一部開示決定を行った。

2 検査資料に記録された情報の一般的な不開示情報該当性

会計検査院が、検査上の必要により、会計検査院法第28条の規定に基づき、検査対象外の法人等に対して、資料の提出、鑑定等を依頼（以下、これらの資料の提出等の依頼を「会計検査院法第28条の規定に基づく提出依頼」という。）する検査の事務は、会計検査院法第2章第3節「検査の方法」で規定されている会計検査の手法であり、同院の検査の徹底を期するために規定されたものであって、検査担当課の課長等の判断により、検査対象外の法人等に対して資料の提出や鑑定等を依頼するものである。そして、会計検査院法第28条の規定に基づく提出依頼により検査対象外の法人等から提出された資料や鑑定の結果等は、後日、特定の検査事項に係る照会文書又は検査報告事項案等の作成の基礎資料等として活用され、検査資料として取り扱われるものである。一般に、検査資料が開示され、その内容等に関する情報が公になった場合には、次の(1)から(4)までのようなおそれがある。

(1) 会計検査院の正確な事実の把握を困難にするなどのおそれ

一般に、会計検査院の検査活動は、その性質上一定の密行性ないし秘密性を有するものであり、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の情報については、いずれも検査上の秘密に属する情報であって、これらについては、現在又は将来の検査過程における同種又は類似の検査事項に対する厳正かつ効果的な会計検査の実施のために同院内部に蓄積され、外部には秘匿されるべき性質のものである。

そして、検査資料は、特定の検査事項の検査過程において具体的な検

査上の関心や検査の目的に従って収集・整備されるものであり、検査の着眼点、検査内容等に基づき作成又は取得されるものである。

したがって、検査資料が開示されることにより、具体的な検査の着眼点、検査内容等に関する情報が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））がある。

(2) 公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼすなどのおそれ

会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、公表することは、受検庁に対する社会的非難を招来するなど、多方面に大きな影響を及ぼす場合がある。

よって、検査過程又は審理・判断過程において、外部の不当な圧力、干渉等を排除し、厳正かつ効果的な会計検査の実施や公正・慎重な審理・判断を確保することなどから、会計検査院においては、検査官会議の議決を経た最終的・確定的な検査の結果等に関する情報以外の検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報については、従来、不公表としている。

そして、検査資料には、検査過程又は審理・判断過程における検査の結果等に関する未成熟な情報が記録されていることから、このような情報が公になった場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断過程の意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があり、また、現在又は将来の検査過程又は審理・判断過程における自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の独立機関としての意思決定の中立

性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）があり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

- (3) 厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれ及び職員個人としての権利利益を害するおそれ

上記(2)のとおり、会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、公表することは、受検庁に対する社会的非難を招来するなど、多方面に大きな影響を及ぼす場合がある。このため、検査資料に記録された情報のうち、特定の検査事項に係る検査担当者の情報が公になった場合には、会計検査院又は特定の検査事項に係る検査担当者に対して、指摘等を免れようと外部からの様々な働きかけ又は圧力、干渉等を招来するなどして、当該検査担当者はもとより、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、その結果、同院が検査担当者を通じて正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な行為を発見することを困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））がある。

また、検査担当者の氏名等を公とすると、職務の遂行を離れた検査担当者の個人としてのプライバシーの領域（私事に属する領域）を害するおそれ（情報公開法第5条第1号）がある。

- (4) 会計検査院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

検査課においては、直通電話番号及びメールアドレスを各種の行政機関、法人等との連絡に用いているが、一般に公表する扱いはしていない。したがって、検査資料に記録されている直通電話番号及びメールアドレスに関する情報が公になった場合には、いたずらや偽計等に使用され、会計検査院が必要とする際の緊急の連絡や部外等の連絡に支障を来すなど、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

3 本件不開示部分の不開示情報該当性

本件対象文書が開示され、本件不開示情報が公になった場合には、2で詳論したようなおそれが生ずることとなる。本件不開示情報1から本件不開示情報3までの情報公開法に定める不開示情報該当性は、次のとおりである。

- (1) 文書1及び文書2に記録された本件不開示情報1の情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号該当性

本件対象文書のうち文書1は、29年8月に、第3局国土交通検査第4課が、会計検査院法第28条の規定に基づき、課長名の文書をもって、検査上の必要により、検査対象外の法人等である特定の団体に対して、資料提出等の依頼をした文書の写しである。また、文書2は、文書1による依頼に対して、当該団体から提出された回答文書の写しである。そして、当該依頼文書及び当該依頼文書に対する回答文書に記録された内容には、同課が、28年次において実施した特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報等が記録されている。

ア 情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

会計検査院は、憲法及び会計検査院法の定めるところにより、国等の会計検査を担当する国の機関であり、また、本件対象文書は、検査過程において同院が取得した検査資料であることから、本件不開示情報1は、情報公開法第5条第6号イに規定する「国の機関」が行う「検査」に係る「事務」に関する情報に該当する。

そして、本件不開示情報1である文書1の不開示部分及び文書2の不開示部分が公になった場合には、同課が、28年次において検査を実施した特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、検査過程又は審理・判断過程における未成熟な検査の結果等に関する情報が明らかにされることとなる。その結果、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、同院の实地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な实地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があるとともに、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））がある。また、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断過程の意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼし、同院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）があり、もって、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（第6号イ）及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」（第6号柱書き）があるものに該当し、不開示情報となるものである。

イ 情報公開法第5条第5号該当性

会計検査院は、検査の結果等については、検査過程において作成又は取得した検査資料等も含めて十分な検討を行うとともに、受検庁との間で率直な意見の交換等を行うなどした上で、これを周到かつ慎重な審理・判断過程に供することとしている。

そして、本件不開示情報1である文書1の不開示部分及び文書2の不開示部分は、検査過程又は会計検査院内部における審理・判断過程の事実関係の把握が十分でない段階の未成熟な情報、すなわち、情報公開法第5条第5号が規定する「国の機関」の「内部」における「審議、検討又は協議に関する情報」に該当し、次の(ア)及び(イ)のとおり、不開示情報となるものである。

(ア) 当該不開示部分が公になった場合には、会計検査院が現在又は将来の検査過程で同種又は類似の検査事項に対する検査を実施する場合において、特定の検査事項に対する具体的な検査の着眼点、検査内容、検査手法、指摘の端緒等の検査上の秘密に属する情報を受検庁に察知され、同院の実地検査の実施等に備え、あらかじめ周到な実地検査対策を施され又は所要の検査資料の収集が阻害されるなどして、受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号に規定する「公にすることにより」、会計検査院の会計検査に係る「特定の者に不当に利益を与え」るおそれがあるものに該当し、不開示情報となるものである。

(イ) また、当該不開示部分が公になった場合には、会計検査院内部における公正・慎重な審理・判断を確保するために設けられた周到かつ慎重な審理・判断過程の意義を損ね、同院に対する外部の不当な圧力、干渉等を招来するなどして、現在又は将来の検査過程又は審理・判断過程における自由で率直な意見の交換等に基づく多角的な

観点からの公正・慎重な審理・判断の確保に支障を及ぼし、同院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第5号に規定する「公にすることにより」、検査過程又は審理・判断過程における「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

- (2) 文書3に記録された本件不開示情報1の情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号該当性並びに本件不開示情報2の情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第1号該当性並びに本件不開示情報3の情報公開法第5条第6号柱書き該当性

本件対象文書のうち文書3は、第1局総務検査課が、会計検査院法第28条の規定に基づき、課長名の文書をもって、検査上の必要により、当該検査課の所掌事務に係る検査対象外の法人等に対して、資料提出等の依頼をした文書の写しである。そして、当該依頼文書に記録された内容には、同課が、28年次において実施した特定の検査事項に係る検査担当者を特定することができる情報、同課の直通電話番号及びメールアドレスに関する情報等が記録されている。

- ア 本件不開示情報1の情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号該当性

本件不開示情報1である文書3の下の3行を除いた不開示部分の情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）及び第5号該当性については、3(1)ア及びイのとおりである。

- イ 本件不開示情報2の情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き）該当性

本件不開示情報2である文書3の不開示部分には、特定の検査事項に係る検査担当者を特定することができる情報が記録されている。

会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、公表することは、受検庁に対する社会的非難を招来するなど、多方面に大きな影響を及ぼす場合がある。このため、特定の検査事項に係る検査担当者の情報が公になった場合には、会計検査院又は特定の検査事項に係る検査担当者に対して、指摘等を免れようと外部からの様々な働きかけ又は圧力、干渉等を招来するなどして、当該検査担当者はもとより、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般を萎縮させ、その結果、同院が検査担当者を通じて正確な事実を把握し又は違法若しくは不当な

行為を発見することを困難にするおそれ(情報公開法第5条第6号イ)があるとともに、厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれ(情報公開法第5条第6号(イ及び柱書き))がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号が規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「検査」に係る「事務」に関し、「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」(第6号イ)及び「当該事務」の「性質上」、「当該事務」の「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」(第6号柱書き)があるものに該当し、不開示情報となるものである。

ウ 本件不開示情報2の情報公開法第5条第1号該当性

本件不開示情報2である文書3の不開示部分に係る情報は、「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」(情報公開法第5条第1号)にも該当する。

会計検査院を含む各行政機関に所属する職員(補助的業務に従事する非常勤職員を除く。)の当該職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、各行政機関の申合せ(「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)により、特段の支障の生ずるおそれがある場合(①氏名を公にすることにより、情報公開法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合)を除き、情報公開法第5条第1号ただし書きに規定する「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、公にすることとなっている。また、会計検査院では、各行政機関の申合せ前における同院職員の氏名等についても、当該申合せの趣旨を踏まえて、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、従来不公表としていた調査官補・主任以下の職に係るものを含めて、これを公にする取扱いとしている。

しかし、会計検査院職員の氏名等に関する情報の中には、本件不開示情報2のような特定の検査事項に係る検査担当者を特定することができる情報があり、このような情報が公になった場合には、職務の遂行を離れた検査担当者の個人としてのプライバシーの領域(私事に属する領域)を害するおそれ(情報公開法第5条第1号)がある。

したがって、会計検査院職員の氏名等に関する情報であって、特定

の検査事項に係る検査担当者を特定することができるものについては、各行政機関の申合せの「特段の支障の生ずるおそれがある場合」に当たるものであり、当該情報は、情報公開法第5条第1号が規定する不開示情報に該当するものである。

エ 本件不開示情報3の情報公開法第5条第6号柱書き該当性

本件不開示情報3の不開示部分は、検査担当課の直通電話番号及びメールアドレスに関する情報である。そして、当該課においては、当該直通電話番号及び当該メールアドレスを各種の行政機関、法人等との連絡に用いているが、一般に公表する扱いとはしていない。本件不開示情報3が公になった場合には、いたずらや偽計等に使用され、会計検査院が必要とする際の緊急の連絡や部外等の連絡に支障を来すなど、同院の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号柱書き）がある。

したがって、当該情報は、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があるものに該当し、不開示情報となるものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年 6月 8日 諮問書の收受
- ② 同年10月19日 諮問庁から意見書を收受
- ③ 同年11月 8日 諮問庁職員（会計検査院第1局総務検査課長、第3局国土交通検査第4課長ほか）からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ④ 同年12月20日 審議
- ⑤ 平成31年 2月 4日 審議
- ⑥ 同年 3月11日 審議
- ⑦ 同年 4月11日 委員交代に伴う所要の手續の実施及び審議
- ⑧ 令和 元年 6月 5日 諮問庁職員（会計検査院第1局総務検査課長、第3局国土交通検査第4課長ほか）からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑨ 同年 7月24日 審議
- ⑩ 同年 9月 4日 審議

⑪ 同年 1 1 月 1 3 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

本件諮問事件は、29年11月に行われた開示請求に対し、開示請求の対象文書として14件の文書を特定し、30年1月に、そのうちの10件の文書について一部開示決定をし、同年2月に残りの4件の文書のうちの1件の文書について不開示決定をした後、同年3月に残りの文書1、文書2及び文書3について、その一部である本件不開示部分を不開示とする決定を行った事案に係るものである。そして、同年5月に審査請求人により、この処分に対する審査請求が申し立てられたことから、同年6月に諮問庁は、当審査会に対する諮問を行っている。

審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、同決定を対象として、以下、その当否を検討する。

2 本件対象文書について

本件対象文書のうち、文書1は、会計検査院第3局国土交通検査第4課長が会計検査院法第28条の規定に基づき、検査上の必要により、検査対象外の法人等に対して、資料の提出等を依頼した文書の写し、文書2は、文書1による依頼に対して資料提出等の依頼を受けた者から提出された回答文書の写し、文書3は、同院第1局総務検査課長が会計検査院法第28条の規定に基づき、検査上の必要により、検査対象外の法人等に対して、資料の提出等を依頼した文書の写しである。

3 会計検査院の検査等の取扱い等について

一般に、会計検査院の検査及び検査に関する情報の取扱い等については、次のような事情が認められる。

(1) 会計検査院の検査

会計検査院が行う検査は、検査過程において、受検庁に対し、口頭での説明や意見交換に加え、同院が指定した形式に基づく各種の検査資料の作成・提出を求めたり、会計検査院法第28条に基づき、検査上の必要により、検査対象外の法人等に対して、資料の提出等を依頼したりするなどして、事実関係の把握等を行っている。

(2) 検査の結果等の取扱い

実施した検査の結果等の取扱いについて、会計検査院では、内閣から独立して国等の会計検査を担当する専門機関としての同院の指摘等が及ぼす影響の大きさなどに鑑み、同院内部に何段階にもわたる慎重な審理・判断の過程を設け、様々な観点から審議を行っている。そして、会計

検査院では、これら各段階における審議を経て最終的に検査官会議の議決を経た検査の結果等のみを検査報告等に掲記するなどし、正式な指摘事項等として公表することとしている。

(3) 検査過程及び審理・判断の過程における情報の不公表の取扱い

会計検査院では、上記(1)及び(2)のような検査過程及び検査の結果等に対する審理・判断の過程を設けている意義を十全なものとするよう、すなわち、十分な情報・資料の収集等を確保し、また、外部からの不当な圧力・干渉等を排除し、中立的な立場から厳正かつ公正に検査及び審理・判断を行うことができるよう、これらの過程における情報は外部に公表しないという立場をとっている。

また、会計検査院では、特定の検査事項に関し、検査過程において収集、作成等される検査資料に記録された情報を公にすれば、検査事項、検査の内容、検査の着眼点のほか、具体的な検査手法等が明らかになり、検査の実施及び検査の結果等の審理・判断に支障が生ずるおそれがあるとしている。

4 不開示情報該当性について

上記1から3までの事情を前提に、以下のとおり、本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性を検討することとする。

(1) 文書1及び文書2について

文書1（別表の2欄に掲げる部分以外の部分）及び文書2について、当審査会において見分するなどして調査したところ、両文書において不開示とされている部分には、会計検査院が会計検査院法第28条の規定に基づき、特定の検査事項について、検査上の必要により、検査対象外の法人等に対して行った調査等の内容に関する情報であって、特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報が記録されている。これらの不開示とされた内容からは、会計検査院の具体的な検査手法、ノウハウ等を端的に読み取ることができるものである。

このため、これらの情報が公になり、受検庁等一般に知られることとなった場合には、会計検査院が現在又は将来において同種・類似の検査を行う場合の検査手法、ノウハウ等が明らかになり又は推認され、受検庁等においていわゆる検査対策を講ずることを容易にするなどして、現在又は将来における厳正かつ効果的な検査の実施に支障が生ずるおそれがあると認められる。

したがって、文書1（別表の2欄に掲げる部分以外の部分）及び文書2に記録された特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報

は、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性等について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

これに対して、文書1のうち別表の2欄に掲げる部分については、仮にこれを公にしたとしても、会計検査院の正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ（情報公開法第5条第6号イ）や厳正かつ効果的な会計検査の実施に著しい支障を及ぼすおそれ（情報公開法第5条第6号（イ及び柱書き））、あるいは受検庁に不当に利益を与えるおそれ（情報公開法第5条第5号）や会計検査院の独立機関としての意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ（情報公開法第5条第5号）は認められないため、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

(2) 文書3について

文書3について、当審査会において見分するなどして調査したところ、同文書において不開示とされている部分には、会計検査院が会計検査院法第28条の規定に基づき、特定の検査事項について、検査上の必要により、検査対象外の法人等に対して行った調査等の内容に関する情報であって、特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報、「問合せ先」として記載された特定の検査事項に係る検査担当者の姓に関する情報、担当課の連絡先となる直通電話番号及びメールアドレスに関する情報が記録されている。

ア 特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報について

文書3において不開示とされている特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報の部分には、会計検査院が会計検査院法第28条の規定に基づき、特定の検査事項について、検査上の必要により、検査対象外の法人等に対して行った調査等の内容に関する情報であって、特定の検査事項に係る具体的な検査内容等に関する情報が記録されている。これらの不開示とされた内容からは、会計検査院の具体的な検査手法、ノウハウ等を端的に読み取ることができるものである。

このため、前記4(1)と同様に、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な

事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第6号柱書き及び第5号該当性について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

イ 特定の検査事項に係る検査担当者の姓について

文書3の中で不開示とされた特定の検査事項に係る検査担当者の姓は、当該特定の検査事項に係る検査担当者のうち主任官を除いた者に係るものであると認められる。

一般に、会計検査院が検査の結果等を検査報告等に掲記し、受検庁が指摘等を受けた場合には、受検庁及びその関係者にとって金銭の返還、弁償等の経済的負担につながることもあるほか、一定の社会的非難を受けることも少なくないところである。このようなことからすると、会計検査院に対しては、指摘等を免れようとするなどして、常に外部から不当な圧力・干渉等が加えられるおそれがあるとの諮問庁の説明は十分理解できるものである。

また、会計検査の継続性・反復性からすると、検査担当者に対する上記のような圧力・干渉等は、特定の实地検査や特定の検査年次の終了後であっても生じ得るものと考えられる。

そして、このような事態が生じた場合には、当該検査担当者に限らず、現在又は将来の検査過程における検査担当者一般の検査活動を萎縮させるおそれもあると認められる。

したがって、特定の検査事項に係る検査担当者の姓は、この情報を公にすることにより、情報公開法第5条第6号イに規定する検査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められることから、同条第1号該当性等について判断するまでもなく、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

なお、原処分において開示されている当該特定の検査事項に係る検査担当者のうち主任官の姓について、諮問庁では、会計实地検査の出張官のうち、副長以上の職にあり、实地検査の主任官とされた職員については、管理者的立場にあり、対外的に出張官を代表する職員であるなどのことから、このような事情等を踏まえ、その氏名等に関する情報は開示することとしており、したがって、当該部分についても、これと同様に開示したものであると説明している。

ウ 担当課の直通電話番号及びメールアドレスについて

文書3に記載された担当課の直通電話番号及びメールアドレスは、いずれも一般に公にされておらず、また、仮にこれらの部分に記載された情報を公にすると、本来の担当業務以外の意見や相談等の電話及び電子メールの対応に追われ、国の機関が必要とする緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあると認められる。

したがって、担当課の連絡先となる直通電話番号及びメールアドレスは、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、担当する会計検査事務という当該事務の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

5 文書管理について

なお、前記第3の1(4)のとおり、本件審査請求を受けたことに伴い、処分庁が本件開示請求の対象文書の内容の検証を行っていたところ、文書1及び文書2に関連した2件の文書について、開示請求に係る行政文書として特定されていなかった事態が判明したことは、結果として、当初の対象文書の特定のための調査確認が十分であったとは言い難いところである。この点について、処分庁及び諮問庁では、事態を真摯に受け止め、今後、同様の事態が生じることのないよう、行政文書の開示請求関係事務について、より一層適正な執行が望まれるところである。

6 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

7 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書について、諮問庁が不開示とすべきであるとしている部分のうち、文書1のうち別表の2欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 吉 田 広 司

委員 堀 江 正 之

委員 飯 島 淳 子

(別表)

1 文書の区分	2 開示することが妥当な部分	
文書 1	2 枚目	1 3 行目